

三原燃第21-0118号

令和3年5月21日

原子力規制委員会 殿

茨城県那 石川622番地1
三菱原 日 賢
代表

核燃料物質の加工施設の変更に関する設計
及び工事の計画についての認可申請書の補正について

令和3年2月22日付け三原燃第20-0697号（令和3年4月16日付け三原燃第21-0046号、令和3年4月28日付け三原燃第21-0068号にて補正）をもって申請しました核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び工事の計画についての認可申請書を、別紙のとおり補正します。

別 紙

1. 補正の内容

補正内容を下表に示す。また、補正に係る内容を雲マークで示す。

表 補正の内容

補正箇所 (頁* ¹)	補正前	補正後	理由* ²
追表ト建-3-2(5/16)~(6/16) (1198~1199)	別添1-1に示す。	別添1-2に示す。	(1)
表1-1 (2381)	別添1-1に示す。	別添1-2に示す。	(1)
表4-1-8(1/6) (2605)	別添1-1に示す。	別添1-2に示す。	(1)
表1-1-1 (2740)	別添1-1に示す。	別添1-2に示す。	(1)
表1-1-3(2/4)~(4/4) (2743~2745)	別添1-1に示す。	別添1-2に示す。	(1)
表1-1-5(3/3) (2749)	別添1-1に示す。	別添1-2に示す。	(1)
(1)変更の概要 (83)	別添2-1に示す。	別添2-2に示す。	(2)
追表ハ建-1(1/6)~(2/6) (462~463)	別添2-1に示す。	別添2-2に示す。	(2)
追表ト建-3-6(1/11) (1254)	別添2-1に示す。	別添2-2に示す。	(2)
リ 3. (5) (1575)	別添2-1に示す。	別添2-2に示す。	(2)
表リ-3 (1579)	別添2-1に示す。	別添2-2に示す。	(2)
表リ-6 (1582)	別添2-1に示す。	別添2-2に示す。	(2)
4. 1. 2-3 (1598)	別添2-1に示す。	別添2-2に示す。	(2)
図リ 1-4-9 (1605)	別添2-1に示す。	別添2-2に示す。	(2)
表1-1(2/3) (1723)	別添2-1に示す。	別添2-2に示す。	(2)
表1-2-1(3/3) (1727)	別添2-1に示す。	別添2-2に示す。	(2)
図リ非-6 (1861)	別添2-1に示す。	別添2-2に示す。	(2)
表1(32/38) (2320)	別添2-1に示す。	別添2-2に示す。	(2)
表3-1(61/77) (2510)	別添2-1に示す。	別添2-2に示す。	(2)
表4-1-2(3/5) (2577)	別添2-1に示す。	別添2-2に示す。	(2)
表4-1-14(1/2) (2628)	別添2-1に示す。	別添2-2に示す。	(2)
表1-1-2 (2741)	別添2-1に示す。	別添2-2に示す。	(1) (2)
表1-1-5(2/3) (2748)	別添2-1に示す。	別添2-2に示す。	(1) (2)
資料8建 (2844)	別添2-1に示す。	別添2-2に示す。	(2)
資料7 (3471~3525)	別添3-1に示す。	別添3-2に示す。	(3)

*1 令和3年4月28日付け三原燃第21-0068号の該当頁を示す。

*2 次項の番号に対応する。

2. 補正の理由

- (1) その他の加工施設である非常用通報設備非常ベル設備他の耐震性及び関連する安全機能に係る記載の一部を追加した。
- (2) その他の加工施設である消火設備消火器に係る記載の一部を追加した。
- (3) その他記載を適正化した。

追表ト建-3-2 放射線管理棟 仕様表 (4次申請:表ト建-1-1) (5/16)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 □ 杭材料(放射線管理棟本体及び廃棄物一時貯蔵所、放射線管理棟増築部) 遠心力鉄筋コンクリート杭 □ 杭位置 杭先端深度:放射線管理棟本体 GL-8.2m 及び廃棄物一時貯蔵所 GL-8.0m 放射線管理棟増築部 GL-9.15m 配置:図ト建-4参照 □ 杭構造・寸法 表ト建-2-1参照 ・ 1階床土間コンクリート 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 □ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類:地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり、液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> □ 放射線管理棟 □ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(放送設備{890, 892}) □ 消火設備(屋外消火栓) □ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) □ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[5.2.1-建2] 耐震重要度分類第1類である放射線管理棟本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>

追表ト建-3-2 放射線管理棟 仕様表 (4次申請: 表ト建-1-1) (6/16)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建 8] 放射線管理棟に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[5.2.1-建 1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)は、耐震重要度分類第1類の建物及び構築物に、耐震重要度分類第3類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[5.2.1-建 3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、放射線管理棟の耐震重要度分類は第1類とする。</p> <p>[5.2.1-建 4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エクスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図ト建-1~6、16 参照 ・ エクスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5 参照 <p>[5.2.1-建 5] <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料: 表ト建-2-1、図ト建-1~6、11~16、19~21 参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 </p> <p>[5.2.1-建 6] 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堰(内部溢水止水用) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置: 図リ建-58 参照 □ 寸法、構造、材料: 表ト建-2-1 参照 <p>[5.2.1-建 7] 非常用設備(非常用通報設備(放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(放送設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置: 図リ建-21 参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置: 図リ建-35 参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置: 図リ建-33 参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置: 図リ建-10 参照
	津波による損傷の防止	<p>[5.3-建 1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>

表 4-1-8 放射線管理棟 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (1/6)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設		
	5次申請	6次申請	7次申請
核燃料物質の臨界防止	-	-	-
安全機能を有する施設の 地盤	-	-	-
地震による損傷の防止	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-
外部からの衝撃による損 傷の防止	-	気体廃棄設備(2) (640、646、 650) 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の 障壁(914)	-
人の不法な侵入等の防止	-	-	-
閉じ込めの機能	-	気体廃棄設備(2) (640、652) 漏水検知警報設備(849)	-

技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計
番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。

[5.4.1-建8]生物学的影響防止のために、給気経路にフ
ィルタ(粉塵除去用)を設置する。
[5.4.2-建2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の
爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリ
ート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方
向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解
放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その
供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かない
こととするため、放射線管理棟の安全機能に影響を及ぼ
すことはない。

[7.1-建2]放射線管理棟の第1種管理区域は無窓構造と
し、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を
外気に対して負圧に維持する設計とする。(ウランの飛
散するおそれのある部屋は19.6Pa以上の負圧)
[7.1-建5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用
施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備
を設置する設計とする。

表1-1-3 今回申請する建物・構築物及び設備・構築物と設工認技術基準に対する設計との対応表(4次申請対象建物)(2/4)

仕様表No.	項目	名称	設計番号	設工認技術基準																								
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
追加1-1-2 工場棟 成型工場	技術基準	非常用通報設備	非常用通報設備	第5条	第6条第1項	第6条第1項	第7条	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項			
		非常用通報設備	非常用通報設備	第5条	第6条第1項	第6条第1項	第7条	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項		
		非常用通報設備	非常用通報設備	第5条	第6条第1項	第6条第1項	第7条	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	
		非常用通報設備	非常用通報設備	第5条	第6条第1項	第6条第1項	第7条	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	
		非常用通報設備	非常用通報設備	第5条	第6条第1項	第6条第1項	第7条	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	
		非常用通報設備	非常用通報設備	第5条	第6条第1項	第6条第1項	第7条	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項
		非常用通報設備	非常用通報設備	第5条	第6条第1項	第6条第1項	第7条	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項
		非常用通報設備	非常用通報設備	第5条	第6条第1項	第6条第1項	第7条	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項
		非常用通報設備	非常用通報設備	第5条	第6条第1項	第6条第1項	第7条	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項
		非常用通報設備	非常用通報設備	第5条	第6条第1項	第6条第1項	第7条	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項	第8条第1項

注1：設計番号は4次申請の設計番号を示す
注2：設計番号は7次申請の設計番号を示す

○：設計変更なし+工事なし
◎：設計変更あり+工事なし
●：設計変更あり+工事あり注3
注3：当該設計番号に該当するための工事だけではなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目
設工認技術基準が変更または追加されている項目

表1-1-5 今回申請する建物・構築物及び設備・構築物と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(6次申請対象建物)(3/3)

仕業者No.	名称	設計番号 ^{注1}	変更区分	資料No.																						
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
第2棟 事務所 第3棟 倉庫	非常用通報設備	第4条第1項	増設	第4条第1項	第5条	第6条第1項	第7条	第8条第1項	第9条	第10条	第11条第1項	第12条	第13条	第14条第1項	第15条	第16条第1項	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	その他事業許可で定められる仕様			
	非常用通報設備	第4条第1項	変更なし	第4条第1項	第5条	第6条第1項	第7条	第8条第1項	第9条	第10条	第11条第1項	第12条	第13条	第14条第1項	第15条	第16条第1項	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	その他事業許可で定められる仕様			
	非常用通報設備	第4条第1項	変更なし	第4条第1項	第5条	第6条第1項	第7条	第8条第1項	第9条	第10条	第11条第1項	第12条	第13条	第14条第1項	第15条	第16条第1項	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	その他事業許可で定められる仕様			
	非常用通報設備	第4条第1項	変更なし	第4条第1項	第5条	第6条第1項	第7条	第8条第1項	第9条	第10条	第11条第1項	第12条	第13条	第14条第1項	第15条	第16条第1項	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	その他事業許可で定められる仕様			
	非常用通報設備	第4条第1項	変更なし	第4条第1項	第5条	第6条第1項	第7条	第8条第1項	第9条	第10条	第11条第1項	第12条	第13条	第14条第1項	第15条	第16条第1項	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	その他事業許可で定められる仕様			
	非常用通報設備	第4条第1項	変更なし	第4条第1項	第5条	第6条第1項	第7条	第8条第1項	第9条	第10条	第11条第1項	第12条	第13条	第14条第1項	第15条	第16条第1項	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	その他事業許可で定められる仕様			
	非常用通報設備	第4条第1項	変更なし	第4条第1項	第5条	第6条第1項	第7条	第8条第1項	第9条	第10条	第11条第1項	第12条	第13条	第14条第1項	第15条	第16条第1項	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	その他事業許可で定められる仕様			
	非常用通報設備	第4条第1項	変更なし	第4条第1項	第5条	第6条第1項	第7条	第8条第1項	第9条	第10条	第11条第1項	第12条	第13条	第14条第1項	第15条	第16条第1項	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	その他事業許可で定められる仕様			
	非常用通報設備	第4条第1項	変更なし	第4条第1項	第5条	第6条第1項	第7条	第8条第1項	第9条	第10条	第11条第1項	第12条	第13条	第14条第1項	第15条	第16条第1項	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	その他事業許可で定められる仕様			
	非常用通報設備	第4条第1項	変更なし	第4条第1項	第5条	第6条第1項	第7条	第8条第1項	第9条	第10条	第11条第1項	第12条	第13条	第14条第1項	第15条	第16条第1項	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	その他事業許可で定められる仕様			
	非常用通報設備	第4条第1項	変更なし	第4条第1項	第5条	第6条第1項	第7条	第8条第1項	第9条	第10条	第11条第1項	第12条	第13条	第14条第1項	第15条	第16条第1項	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	その他事業許可で定められる仕様			

注1：設計番号は6次申請の設計番号を示す

注2：設計番号は7次申請の設計番号を示す

○：設計変更なし+工事なし

◎：設計変更あり+工事なし

●：設計変更あり+工事あり注3

注3：当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に關して工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目
設工認技術基準が変更または追加されている項目

新たに規制対象となる施設	
非常用通報設備	緊急対策設備(1) 非常用照明
非常用通報設備	緊急対策設備(1) 誘導灯
消火設備	緊急対策設備(1) 安全避難通路
消火設備	消火器

追表ト建-3-2 放射線管理棟 仕様表 (4次申請:表ト建-1-1) (5/16)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 □ 杭材料(放射線管理棟本体及び廃棄物一時貯蔵所、放射線管理棟増築部) 遠心力鉄筋コンクリート杭 □ 杭位置 杭先端深度:放射線管理棟本体 GL-8.2m 及び廃棄物一時貯蔵所 GL-8.0m 放射線管理棟増築部 GL-9.15m 配置:図ト建-4参照 □ 杭構造・寸法 表ト建-2-1参照 ・ 1階床土間コンクリート 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 □ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類:地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり、液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> □ 放射線管理棟 □ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) □ 消火設備(屋外消火栓) □ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) □ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[5.2.1-建2] 耐震重要度分類第1類である放射線管理棟本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>

追表ト建-3-2 放射線管理棟 仕様表 (4次申請:表ト建-1-1) (6/16)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建 8] 放射線管理棟に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[5.2.1-建 1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)は、耐震重要度分類第1類の建物及び構築物に、耐震重要度分類第3類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[5.2.1-建 3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、放射線管理棟の耐震重要度分類は第1類とする。</p> <p>[5.2.1-建 4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エクスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図ト建-1~6、16 参照 ・ エクスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5 参照 <p>[5.2.1-建 5] <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料:表ト建-2-1、図ト建-1~6、11~16、19~21 参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 </p> <p>[5.2.1-建 6] 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堰(内部溢水止水用) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ建-58 参照 □ 寸法、構造、材料:表ト建-2-1 参照 <p>[5.2.1-建 7] 非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>非常用通報設備(非常ベル設備)</u> <ul style="list-style-type: none"> □ <u>位置:図リ非-6(7次)参照</u> ・ <u>非常用通報設備(放送設備)</u> <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ建-21 参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ建-35 参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ建-33 参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> □ 位置:図リ建-10 参照
	津波による損傷の防止	<p>[5.3-建 1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>

表 4-1-8 放射線管理棟 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (1/6)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。	適合性を確認するための施設		
		5次申請	6次申請	7次申請
核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の 地盤	-	-	-	-
地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建1] 耐震重要度分類第3類 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904)) <p>[5.2.1-建7]非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p>	-	-	<p>非常ベル設備(890,891)</p>
津波による損傷の防止	-	-	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建8]生物学的影響防止のために、給気経路にフイルタ(粉塵除去用)を設置する。 [5.4.2-建2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、放射線管理棟の安全機能に影響を及ぼすことはない。</p>	-	<p>気体廃棄設備(2)(640,646,650) 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁(914)</p>	-
人の不法な侵入等の防止	-	-	-	-
閉じ込めの機能	<p>[7.1-建2]放射線管理棟の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする。(ウランの飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上の負圧) [7.1-建5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。</p>	-	<p>気体廃棄設備(2)(640,652) 漏水検知警報設備(849)</p>	-

表1-1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(1次申請対象建物)

資料No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
資料項目	源泉防止	地震	地震損傷	津波損傷	外部衝突損傷	不法侵入	閉じ込め	火災損傷	洪水損傷	安全避難通路	安全機能	材料・構造	搬送設備	貯蔵施設	警報設備	放散施設	喫煙施設	汚染防止	汚染	換気設備	非常用電源	通信連絡設備	その他事業許可で求める仕様
項目	第四條第一項 第四條第二項	第五條 第五條	第六條第一項 第六條第二項	第七條 第七條	第八條第一項 第八條第二項 第八條第三項	第九條 第九條	第十條 第十條	第十一條第一項 第十一條第二項 第十一條第三項 第十一條第四項 第十一條第五項	第十二條 第十二條	第十三條 第十三條	第十四條第一項 第十四條第二項 第十四條第三項 第十四條第四項	第十五條第一項 第十五條第二項	第十六條 第十六條	第十七條 第十七條	第十八條第一項 第十八條第二項	第十九條 第十九條	第二十條 第二十條	第二十一條 第二十一條	第二十二條第一項 第二十二條第二項	第二十三條 第二十三條	第二十四條第一項 第二十四條第二項	第二十五條第一項 第二十五條第二項	外部への避難連絡 通信連絡設備
設計番号 ^{注1}	5.1-1 5.2-1	5.1-1 5.2-1	5.2-1 5.2-2	5.1-1 5.2-1	4.1-1 4.1-2	4.1-1 4.1-2	4.1-1 4.1-2	4.1-1 4.1-2	4.1-1 4.1-2	4.1-1 4.1-2	4.1-1 4.1-2	4.1-1 4.1-2	4.1-1 4.1-2	4.1-1 4.1-2	4.1-1 4.1-2	4.1-1 4.1-2	4.1-1 4.1-2	4.1-1 4.1-2	4.1-1 4.1-2	4.1-1 4.1-2	4.1-1 4.1-2	4.1-1 4.1-2	4.1-1 4.1-2
名称	付属建築物管理棟	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備	非常用通報設備
変更区分	新設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設
追表ト建-3-1																							
追表ト建-3-1																							
付属建築物 構築物管理棟																							

注1：設計番号は1次申請の設計番号を示す

注2：設計番号は7次申請の設計番号を示す

- ：設計変更なし+工事なし
- ◎：設計変更あり+工事なし
- ：設計変更あり+工事あり 注3

注3：当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目
設工認技術基準が変更または追加されている項目

設置場所	設 工 認			事 業 許 可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
付属建物 劣化・天然 ウラン倉庫	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1 式	増設	{890} {893}	非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備	1 式
付属建物 第3核燃料 倉庫		1 式	増設			
放射線管理棟		1 式	変更なし			
付属建物 第3核燃料 倉庫	消火設備 屋外消火栓	1 式	変更なし	{894} {895}	非常用設備 消火設備 屋外消火栓	1 式
付属建物 劣化・天然 ウラン倉庫		1 式	変更なし			
屋外	消火設備 防火水槽	1 式	更新・ 変更なし	{894} {896}	非常用設備 消火設備 防火水槽	1 式
屋外	消火設備 可搬消防ポンプ	1 式	改造・ 増設	{894} {897}	非常用設備 消火設備 可搬式消火ポンプ	1 式
付属建物 第3核燃料 倉庫	消火設備 消火器	1 式	増設	{894} {898}	非常用設備 消火設備 消火器	1 式
付属建物 劣化・天然 ウラン倉庫		1 式	変更なし			
付属建物 第3核燃料 倉庫	自動火災報知設備 火災感知設備	1 式	変更なし	{899} {900}	非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備	1 式
付属建物 劣化・天然 ウラン倉庫		1 式	変更なし			
放射線管理棟		1 式	変更なし			

追表ハ建-1 加工棟 成型工場 仕様表 (2次申請:表ハ建-1) (1/6)

許可との対応		許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
		設備・機器名称	{844}建物 加工棟 成型工場 {845}堰 (内部溢水止水用) {890, 891}非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890, 892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893}非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898}非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901}非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所		敷地内建物配置図 (図ハ建-1) 参照	
機器名		加工棟 成型工場	
変更内容		改造 ・構造スリットの追設 耐震性能向上のために改造を行う ・壁増打ち補強 耐震性能向上のために改造を行う ・垂壁増打ち補強 耐震性能向上のために改造を行う ・炭素繊維シート補強 耐震性能向上のために改造を行う ・鉄扉及びシャッター補強 耐震性能向上のために改造を行う ・方杖追設補強 耐震性能向上のために改造を行う ・鋼板補強 耐震性能向上のために改造を行う ・堰 (内部溢水止水用) の新設 第 1 種管理区域外への溢水漏えい防止のために改造を行う ・安全避難通路の増設 建屋内の人員を安全に避難させるために設置する ・通信連絡設備 (電話設備) の増設 通信連絡設備の多様性を確保するために電話設備 (無線式) を設置する	
員数		1 式	
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造、2階建 連絡通路 : 鉄骨造 平屋	
	主要な構造材	表ハ建-2に示す	
	寸法 (単位: m)	(本体) <input type="text"/> (排気塔: <input type="text"/>) (連絡通路) <input type="text"/> 延べ床面積約 1,900m ²	
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	-	

追表ハ建-1 加工棟 成型工場 仕様表 (2次申請:表ハ建-1) (2/6)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>[3.2-建1]加工棟領域は、領域同士での相互干渉がないように、工場棟領域は関係する単一ユニットの中心を結ぶ線に直交する面への単一ユニットの投影の最大寸法以上離れた配置とし、それ以外の領域とは建物の壁の合計の厚さを30.5cm以上のコンクリートとする。臨界隔離壁については、図臨建-4(7次)参照。 加工棟領域は、領域同士での相互干渉がないように、原料貯蔵所領域、シリンダ洗浄棟領域とは関係する単一ユニットの中心を結ぶ線に直交する面への単一ユニットの投影の最大寸法以上離れた配置とする。</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.1-建1]自動火災報知設備(899,900,901)を設置(感知器(煙):33個、(熱):11個)(警報設備(ベル):4個(中継盤:1基))(図リ建-5,6) (中継盤の配置は、図リ非-6(7次)参照) [4.1-建2]手で火災信号を発信する発信機(P型)を設置(4個){899,901}(図リ建-5,6) [4.1-建3]消火器を設置(粉末消火器10型:11本、20型:3本、二酸化炭素消火器7型:2本、金属用消火器:1本){894,898}(図リ建-7,8)また、前室に粉末消火器10型:1本を追設(図リ非-6(7次)参照) [4.1-建4]屋外消火栓を設置(1基、ホース20m×2本)、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m³×2)と消火水配管により接続(894,895)(図リ建-7) [11.1-建5](6次)屋外消火栓から各部屋へのアクセスルートを設定する。 [4.3-建1]耐火構造または不燃性材料を使用(主要構造材を表ハ建-2に示す)構造スリットに耐火材(ロックウール)を充填し難燃性のシーリング材で封止 [4.3-建2]緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)){845}の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用(図リ建-9,10) [4.3-建3]原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に火災区域を設定(P1:加工棟成型工場本体1F、階段、及び連絡通路、P2:加工棟成型工場本体2Fフィルタ室、P3:加工棟成型工場本体2F機械室、P4:加工棟成型工場本体1F前室(1))(図ハ建-3,4) [4.3-建4]等価時間は耐火時間を超えない(火災区域の耐火時間1.0hに対し等価時間0.01~0.39h) [4.3-建5]防火壁、防火扉、防火シャッターまたは防火ダンパーを設置し、当該火災区域外への延焼を防止 [4.3-建6]建築基準法施行令第129条の2の5第1項第七号に基づき、防火壁の貫通部は、国土交通大臣の認定を受けた工法で施工 [4.3-建7]常用電源系統、非常用電源系統の全ての配電盤に配線用遮断器を設置</p>
	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-建1]加工棟成型工場本体及び連絡通路は、十分な支持性能を有するN値30以上の砂礫層に達する杭による杭基礎により支持する。1階床の土間コンクリートは、十分な地耐力を有する地表近くのローム層により支持する [5.1-建2]加工棟成型工場本体及び連絡通路は、N値30以上の十分な支持性能を有し、液状化の恐れがない地盤に設置し、地震力が作用した場合においても安全機能を有する施設を十分に支持する [5.1-設1]安全機能を有する設備・機器は、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置した建物・構造物に設置する</p>
<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[5.2.1-建1]加工棟成型工場、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第1類、非常用通報設備(非常ベル設備{890,891}、放送設備{890,892})、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904})は第3類に分類 [5.2.1-建2]耐震重要度分類第1類である加工棟成型工場、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類3類の設備の破損による波及的影響により破損しない 加工棟成型工場に設置している耐震重要度分類3類の非常用設備は、耐震重要度分類1類の建物及び構築物に、個別のボルトまたは溶接で固定する [5.2.1-建3]加工棟成型工場に収納する設備・機器の耐震重要度分類は、第1類、第2類、第3類であり、建物である加工棟成型工場は第1類とする [5.2.1-建4]加工棟成型工場本体と連絡通路及び連絡通路と使用施設は、構造的に分離して隣接しているため、エキスパンションジョイントを介して接続 [5.2.1-建5]加工棟成型工場本体及び連絡通路は、表ハ建-2に示す主要な構造材により耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止 [5.2.1-建6]緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止 [5.2.1-建7]非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、耐震重要度分類3類の地震力による損傷を防止</p>	

追表ト建-3-6 付属建物第1 廃棄物処理所前室 仕様表(6次申請:表ト建-1-2)(1/11)

事業許可との対応		許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
		設備・機器名称	{880}建物 付属建物 第1 廃棄物処理所前室 {890, 892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {894, 895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898}非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {902, 903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所		敷地内建物配置図(図イ建-1-1)参照	
機器名		付属建物第1 廃棄物処理所前室 非常用通報設備 放送設備 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路	
変更内容		<p>新設</p> <p>1. 建物の新設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 廃棄物処理所前室の新設 第1 廃棄物処理所の廃棄物処理室前に前室を新設する <p>2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)非常用照明の増設 第1 廃棄物処理所前室に非常用照明の増設により、事故発生時における照明の確保を図る 緊急対策設備(1)誘導灯の増設 第1 廃棄物処理所前室に誘導灯の増設により、事故発生時における避難経路の指示を図る 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第1 廃棄物処理所前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る 非常用通報設備(放送設備)の増設 第1 廃棄物処理所前室に放送設備の増設により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る 自動火災報知設備(火災感知設備)の増設 第1 廃棄物処理所前室に火災感知設備の増設により、事故発生時における火災の早期感知を図る 	
員数		1式	
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 屋根 : 鉄筋コンクリート 基礎 : 直接基礎	
	主要な構造材	表ト建-2-2に示す	
	寸法(単位:m)	(本体) 延べ床面積: 約20㎡	
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	-	

(2) 非常用設備消火設備防火水槽(1)～(4)

今回は工場棟転換工場屋外東側の消火設備防火水槽(1)及び(2)を申請する。また、工場棟組立工場屋外北側及び放射線管理棟屋外東側に消火設備防火水槽(3)及び(4)の更新を申請する。

防火水槽に関する仕様を表り建-1-2に、主要な構造材の仕様を表り建-2-2に示す。

・申請範囲の概要

消火設備防火水槽に関する概要を以下の図に示す。

図へ建-1-1：敷地内建物配置図

図リ非-4-5：防火水槽配置図

(3) 非常用設備消火設備可搬消防ポンプ(1)～(2)

今回は工場棟転換工場屋外東側の消火設備可搬消防ポンプ(1)及び(2)を申請する。

消火設備可搬消防ポンプに関する仕様を表り建-1-3に、主要な構造材の仕様を表り建-2-3に示す。

・申請範囲の概要

消火設備可搬消防ポンプに関する概要を以下の図に示す。

図リ非-4-6：可搬消防ポンプ配置図

(4) 付属建物発電機室

今回申請する付属建物発電機室の建物は、5次設工認にて申請し認可されている。

付属建物発電機室に関する仕様を追表り建-3-1に示す。

(5) 非常用設備

今回申請する付属建物第3核燃料倉庫、付属建物劣化・天然ウラン倉庫に関連する非常用設備の使用開始は、各設備・機器の新設・改造等の施設検査又は使用前確認受検、検査合格証の受理後であり、現在に至るまで適宜実施している保全活動によりそれら機能は健全に維持している。

今回申請する付属建物第3核燃料倉庫に関する非常用設備の仕様を表へ建-1-1に、付属建物劣化・天然ウラン倉庫に関する非常用設備の仕様を表へ建-1-2に示す。

・申請範囲の概要

非常用設備に関する概要を以下の図に示す。

図へ建-1-1：敷地内建物配置図

図リ非-4-1～2：消火設備 屋外消火栓配置図(1)～(2)

図リ非-4-3：第3核燃料倉庫 消火栓からのアクセスルート

図リ非-4-4：劣化・天然ウラン倉庫 消火栓からのアクセスルート

図リ電建-1：付属建物 第3核燃料倉庫 非常用ディーゼル発電機負荷系統図

表リ-3 その他の加工施設 付属建物第3核燃料倉庫の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容	
第3核燃料倉庫 (第1種管理区域) (第2種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	変更なし	
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	変更なし	
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設	
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)		1式	新設
				変更なし
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし	
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし	
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設	
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	変更なし	
	消火設備 屋外消火栓 ^{*1}	1式	変更なし	
	消火設備 消火器	1式	増設	

*1: 屋外に設置

表リ-6 付属建物第3核燃料倉庫の非常用設備のうち汎用の設備・機器

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
第3核燃料倉庫 (第1種管理区域) (第2種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	シール材*2	第1種管理区域外への 溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置 (ベル)、 発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体 (スピーカ ー、音量調節器)、 配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置 (ベル)、発信機 本体、配線	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による損傷の防 止等	1式
消火設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防 止等	1式	

*1：屋外に設置

*2：

4. 1. 2-3 付属建物第3核燃料倉庫の非常用設備

(1) 手順

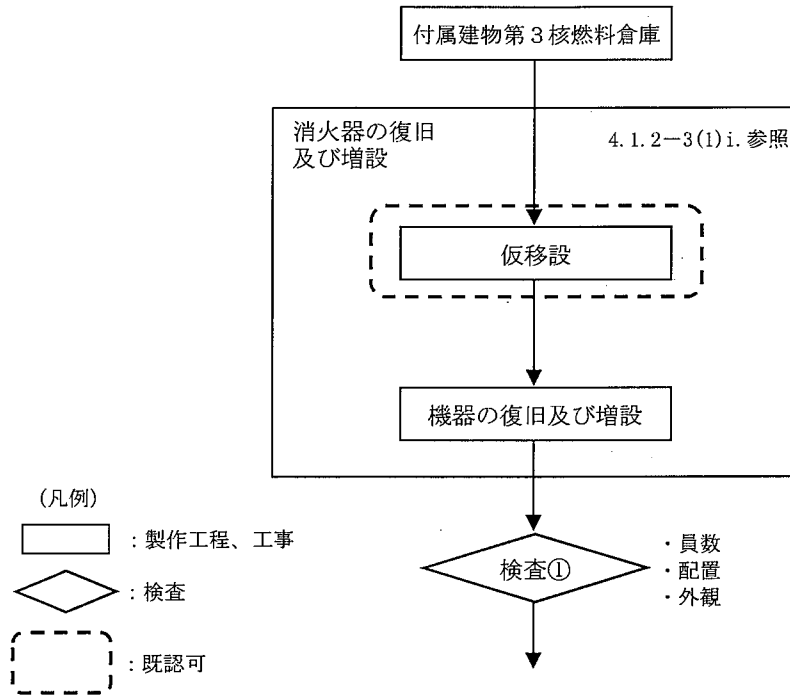
今回申請の付属建物第3核燃料倉庫の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。また変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

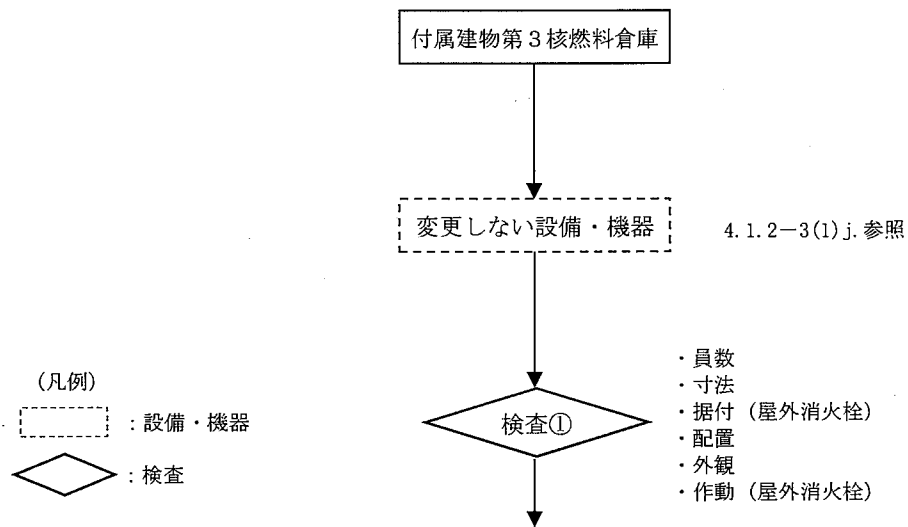
- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧^{注1)}：仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る。(図リ 1-4-1 参照)
配置を図リ非-1-1~2 に示す。
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧^{注2)}：仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る。(図リ 1-4-2 参照)
配置を図リ非-1-1~2 に示す。
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：付属建物第3核燃料倉庫本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る。(図リ 1-4-3 参照)
配置を図リ非-1-1~2 に示す。
- d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式堰)の新設：付属建物第3核燃料倉庫本体2階の床に固定式の堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る。(図リ 1-4-4 参照)
配置を図リ非-5-2 に示す。
- e. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧^{注3)}：仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る。(図リ 1-4-5 参照)
配置を図リ非-2-1~2 に示す。
- f. 非常用通報設備(放送設備)の復旧^{注4)}：仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る。(図リ 1-4-6 参照)
配置を図リ非-2-1~2 に示す。
- g. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設^{注5)}：仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る。(図リ 1-4-7 参照)
配置を図リ非-2-1~2 に示す。
- h. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧^{注6)}：仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る。(図リ 1-4-8 参照)
配置を図リ非-3-1~2 に示す。
- i. 消火設備(消火器)の復旧及び増設^{注7)}：仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る。(図リ 1-4-9 参照)
配置を図リ非-4-7~8 に示す。



(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-4-9 消火設備(消火器)の仮移設、復旧及び増設の手順フロー図



(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-4-10 変更しない設備・機器
緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)、消火設備(屋外消火栓)の検査フロー図

表1-1 検査の項目 (2/3)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	加工規則第三条の四の二第1項										二号 (注2)	三号 (注3)		
				員数	外観 (注1)	一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法	寸法	配置	材料	系統	据付	着底	作動				
																OMS (注2)	
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物第3核燃料倉庫 前室、 貯蔵室(1)、 貯蔵室(2)、 作業室(1)、 フィラタラ室、 更衣室(1)、 更衣室(2)、 備品室 屋外	非常用設備 緊急対策設備(1)	変更なし	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		誘導灯	変更なし	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		安全避難通路	増設	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		堰 (内部溢水止水用)(固定式)	新設	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		堰 (内部溢水止水用)	変更なし	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		非常用設備 非常用通報設備	変更なし	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		放送設備	変更なし	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		通信連絡設備 (電話設備)	増設	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		非常用設備 自動火災報知設備	変更なし (火災感知設備) 変更なし (警報設備)	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		非常用設備 消火設備	変更なし	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物劣化・天然ウラン倉庫 倉庫 屋外	非常用設備 緊急対策設備(1)	変更なし	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		誘導灯	変更なし	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		安全避難通路	増設	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		非常用設備 非常用通報設備	変更なし	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		放送設備	変更なし	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		通信連絡設備 (電話設備)	増設	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		非常用設備 自動火災報知設備	変更なし (火災感知設備) 変更なし (警報設備)	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		非常用設備 消火設備	変更なし	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		屋外消火栓	増設	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		消火器	増設	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(注1)：外観検査 (①)機器の外観、(②)配管の確認)
 (注2)：機能及び性能を確認するために十分な方法
 (注3)：その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法
 (注4)：品質マネジメントシステムに係る検査

表1-2-1 付属建物第3核燃料倉庫の非常用設備の検査の方法 (3/3)

非常用設備 消火設備		検査の項目		検査の方法		判定基準	
変更しない設備・ 機器の検査	消火設備の取替、 復旧及び増設 図リ1-4-9	検査①	員数	消火器の員数を目視により確認する。		消火器の員数が申請内容のとおりであること。	
			配置	消火器の配置を目視により確認する。		消火器の配置が申請内容のとおりであること。	
			外観	消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。		消火器に有害な傷及び変形がないこと。	
			員数	堰の員数を目視により確認する。		堰の員数が申請内容のとおりであること。	
			寸法	堰の厚さ及び高さ寸法を目視により確認する。		堰の厚さ及び高さ寸法が申請内容のとおりであること。	
			配置	堰の配置を目視により確認する。		堰の配置が申請内容のとおりであること。	
			外観	堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。		堰に有害な傷及び変形がないこと。	
			員数	屋外消火栓の員数を目視により確認する。		屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。	
			寸法	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。		屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。	
			掘付	屋外消火栓が基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定されていることを目視により確認する。		屋外消火栓が基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定されていること。	
品質マネジメントシステムに係る検査	消火設備(屋外消火 栓設備) 図リ1-4-10	検査①	配置	屋外消火栓の配置を目視により確認する。		屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。	
			外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。		屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。	
			作動	不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。		不凍式の屋外消火栓が設置されていること。	
			配置	屋外消火栓の配置が設置されていることを目視により確認する。		屋外消火栓が正常に作動すること。	
			外観	屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。		設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。	
			作動	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを書類により確認する。			
			配置	屋外消火栓の配置を目視により確認する。			
			外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。			
			作動	不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。			
			配置	屋外消火栓の配置が設置されていることを目視により確認する。			

--	--

凡例

----: 敷地境界

※: 消防法上の設置義務はないが、更なる安全裕度向上を目的として、粉末消火器(10型 1本)を追加設置する

□: 非常用通報設備 非常ベル設備 警報盤の設置場所

△: 非常用通報設備 放送設備 放送設備本体等の設置場所(注)

▲: 非常用通報設備 通信連絡設備 電話交換機等の設置場所(注)

○: 自動火災報知設備 火災感知設備 受信器の設置場所

●: 自動火災報知設備 警報設備 中継盤の設置場所

(注)

放送設備 放射線管理棟(代替防災ルーム): 放送設備本体(含、本体付マイク) 防災ルーム: マイク 警備所: マイク

通信連絡設備 放射線管理棟(代替防災ルーム): 業務用無線設備、ファクシミリ装置 事務本館: 電話交換機、固定式衛星電話

防災ルーム: オフサイトセンター専用、県災害時優先、業務用無線設備、ファクシミリ装置、携帯式衛星電話、電話設備(有線式)

警備所: 消防署専用、警察災害時優先、業務用無線設備、電話設備(有線式) 転換工場: 業務用無線設備

名称	非常用設備配置図
図番	図リ非-6

表1 工事工程表(32/38)

安全機能一覧番号	事業許可 施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	設工認		令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度												
				名称 ^(注1)	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月								
{896}			防火水槽	緊急消火栓 (第1種警報発出警報装置)	変更なし											△▽							
				緊急消火栓 (第2種警報発出装置)	変更なし												△▽						
				緊急消火栓 (原種設置所)	改造													△▽					
				緊急消火栓 (劣化・天然ウラン倉庫)	変更なし													△▽					
			{897}			防火水槽	防火水槽 (1) 防火水槽 (2) 防火水槽 (3) 防火水槽 (4)	変更なし、 更新											△▽				
							可搬式消火ポンプ	可搬式消火ポンプ (1) 可搬式消火ポンプ (2)	改造、 増設												△▽		
			{898}			消火器	消火器	増設 ^(注2)												▽			
							消火器	変更なし														△▽	
							消火器	増設														△▽	
							消火器	増設														△▽	
							消火器	増設														△▽	
							消火器	増設														△▽	
							消火器	増設														△▽	
							消火器	増設														△▽	
							消火器	変更なし															△▽
							消火器	変更なし															△▽
							消火器	増設															△▽
							消火器	増設															△▽
							消火器	変更なし															△▽
							消火器	変更なし															△▽
消火器	増設																			△▽			
消火器	変更なし																			△▽			
消火器	変更なし																			△▽			
{899}		各建物					自動火災報知設備	自動火災報知設備	-														
{900}			火災感知設備	火災感知設備	増設 ^(注2)												▽						
				火災感知設備	変更なし														△▽				
				火災感知設備	撤去及び 改造															△▽			
				火災感知設備	増設及び 改造															△▽			
				火災感知設備	増設及び 改造															△▽			
				火災感知設備	増設及び 改造															△▽			
				火災感知設備	改造															△▽			
				火災感知設備	改造															△▽			
				火災感知設備	増設																△▽		
				火災感知設備	増設																△▽		
				火災感知設備	増設																△▽		
				火災感知設備	増設																△▽		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(61/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
{898}	消火器	消火器	変更なし					2	○		第2廃棄物処理所		
			変更なし					2	○		シリンダ洗浄棟		
			変更なし						2	○		第3廃棄物倉庫	
			増設								○	第3核燃料倉庫	
			変更なし								○	原料貯蔵所	
			変更なし									○	劣化・天然ウラン倉庫
{899}	自動火災報知設備	自動火災報知設備	-	○	2 ○	2	2 ○	2 ○	○	○			
{900}	火災感知設備	火災感知設備	増設	○							○	廃棄物管理棟	
			変更なし		○							○	加工棟成型工場
			撤去及び改造			2	○					○	工場棟転換工場
			増設及び改造			2	○					○	工場棟成型工場
			増設及び改造			2	○					○	工場棟組立工場

表 4-1-2 加工棟 成型工場 仕様表 (2次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (3/5)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設		
	5次申請	6次申請	7次申請
火災等による損傷の防止	-	-	警報設備(ベル)(中継盤) 消火器(894, 898) 防洪水槽(896)及び可撤消防ポンプ(897)
溢水による損傷の防止	-	屋外消火栓からのアクセスルート	漏水検知警報設備(846)
安全避難通路等	-	懐中電灯及びびボータブル発電機を含めた投光器	-

技術基準に対する仕様(設計番号は2次申請の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。

[4.1-建1]自動火災報知設備(899, 900, 901)を設置(感知器(煙):33個、(熱):11個)(警報設備(ベル):4個(中継盤:1基))(図リ建-5, 6)(中継盤の配置は、図リ非-6(7次)参照)

[4.1-建3]消火器を設置(粉末消火器10型:11本、20型:3本、二酸化炭素消火器7型:2本、金属用消火器:1本)(894, 898)(図リ建-7, 8)また、前室に粉末消火器10型:1本を追加(図リ非-6(7次)参照)

[4.1-建5]屋外消火栓を設置(1基、ホース20m×2本)、また、屋外消火栓は、防洪水槽(100m³×2)と消火水管により接続
[11.1-建5]*屋外消火栓から各部屋へのアクセスルートを設定する。

[5.6.1-建2]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。

[13.3-建1]*非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びボータブル発電機を含めた投光器を設ける。

表 4-1-14 付属建物第1 廃棄物処理所前室 仕様表 (6次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、6次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設 7次申請 (本申請)
核燃料物質の臨界防止	-	-
安全機能を有する施設の 地盤	-	-
地震による損傷の防止	-	-
津波による損傷の防止	-	-
外部からの衝撃による損 傷の防止	-	-
人の不法な侵入等の防止	-	-
閉じ込めの機能	-	-
火災等による損傷の防止	[11.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火水配管により接続。	防火水槽(896)及び可搬消防ポンプ(897)
溢水による損傷の防止	-	-
安全避難通路等	-	-
安全機能を有する施設	[14.4-建1] 固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備)のクレーンは、使用施設と共用するが、加工施設で発生する廃棄物と同じであり、共用により加工施設の安全機能を損なわない。	クレーン(798)
材料及び構造	-	-
搬送設備	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-

表1-1-2 今回申請する建物・構築物及び設備・構築物と設計との対応表(2次申請対象建物)

仕様表No.	資料No.	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14		15		16		17		18		19		20		21		22		23							
		名称	設計番号	名称	設計番号	名称	設計番号	名称	設計番号	名称	設計番号	名称	設計番号	名称	設計番号	名称	設計番号	名称	設計番号	名称	設計番号	名称	設計番号	名称	設計番号	名称	設計番号	名称	設計番号	名称	設計番号	名称	設計番号	名称	設計番号	名称	設計番号	名称	設計番号	名称	設計番号	名称	設計番号	名称	設計番号								
		避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項				
		避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項		
		避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項	避難防止	第四條第四項

○：設計変更なし+工事なし
 ◎：設計変更あり+工事なし
 ●：設計変更あり+工事あり 注3

注1：設計番号は2次申請の設計番号を示す
 注2：設計番号は7次申請の設計番号を示す
 注3：当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して仕事がある場合は●とした。

○：設計変更なし+工事なし
 ◎：設計変更あり+工事なし
 ●：設計変更あり+工事あり 注3

注1：設計番号は2次申請の設計番号を示す
 注2：設計番号は7次申請の設計番号を示す
 注3：当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して仕事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目
 設工認技術基準が変更または追加されている項目

新たに規制対象となる施設
 緊急対策設備 非常用照明
 非常用通報設備 通信連絡設備
 非常用通報設備(1) 誘導灯
 消火設備 屋外消火栓
 緊急対策設備(1) 安全避難通路
 消火設備 消火器

○消火設備（消火器）

初期消火を迅速かつ確実にを行うために、消防法に基づき二酸化炭素消火器及び粉末消火器を設置する設計とする。なお、消火器の設置数は消防法で定める数以上を設置する設計とする。(5-6)

- [11.1-建3] 初期消火を迅速かつ確実にを行うために、消防法第十七条第1項に基づき、消防の用に供する設備として、消火器を設置する。
消火器までの歩行距離は消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離を20m以下とする。なお消火器の配置については、所轄消防本部からの指導により、決定する。

(第3核燃料倉庫)

- ・第3核燃料倉庫に設置する消火器は、普通火災を想定し粉末消火器(10型)とする。
- ・消火器の必要本数として、消防法施行規則第六条に基づき、第3核燃料倉庫の床面積約1300m²より必要な能力単位(床面積100m²あたり1)13以上となる消火器を設置する。

(劣化・天然ウラン倉庫)

- ・劣化・天然ウラン倉庫に設置する消火器は、普通火災を想定し粉末消火器(10型)とする。
- ・消火器の必要本数として、消防法施行規則第六条に基づき、劣化・天然ウラン倉庫の床面積約80m²より必要な能力単位(床面積100m²あたり1)1以上となる消火器を設置する。

設置場所	設 工 認			事 業 許 可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
付属建物 劣化・天然 ウラン倉庫	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設	{890} {893}	非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備	1式
付属建物 第3核燃料 倉庫		1式	増設			
放射線管理棟		1式	変更なし			
付属建物 第3核燃料 倉庫	消火設備 屋外消火栓	1式	変更なし	{894} {895}	非常用設備 消火設備 屋外消火栓	1式
付属建物 劣化・天然 ウラン倉庫		1式	変更なし			
屋外	消火設備 防火水槽	1式	更新・ 変更なし	{894} {896}	非常用設備 消火設備 防火水槽	1式
屋外	消火設備 可搬消防ポンプ	1式	改造・ 増設	{894} {897}	非常用設備 消火設備 可搬式消火ポンプ	1式
付属建物 第3核燃料 倉庫	消火設備 消火器	1式	増設	{894} {898}	非常用設備 消火設備 消火器	1式
付属建物 劣化・天然 ウラン倉庫		1式	変更なし			
加工棟 成型工場 前室(1)		1本	増設			
付属建物 第1廃棄物 処理所前室		1本	増設			
付属建物 第3核燃料 倉庫	自動火災報知設備 火災感知設備	1式	変更なし	{899} {900}	非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備	1式
付属建物 劣化・天然 ウラン倉庫		1式	変更なし			
放射線管理棟		1式	変更なし			

追表ハ建-1 加工棟 成型工場 仕様表 (2次申請:表ハ建-1) (1/6)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{844} 建物 加工棟 成型工場 {845} 堰 (内部溢水止水用) {890, 891} 非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所	敷地内建物配置図 (図ハ建-1) 参照	
機器名	加工棟 成型工場	
変更内容	<p>改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造スリットの追設 耐震性能向上のために改造を行う ・壁増打ち補強 耐震性能向上のために改造を行う ・垂壁増打ち補強 耐震性能向上のために改造を行う ・炭素繊維シート補強 耐震性能向上のために改造を行う ・鉄扉及びシャッター補強 耐震性能向上のために改造を行う ・方杖追設補強 耐震性能向上のために改造を行う ・鋼板補強 耐震性能向上のために改造を行う ・堰 (内部溢水止水用) の新設 第 1 種管理区域外への溢水漏えい防止のために改造を行う ・安全避難通路の増設 建屋内の人員を安全に避難させるために設置する ・通信連絡設備 (電話設備) の増設 通信連絡設備の多様性を確保するために電話設備 (無線式) を設置する ・消火設備 (消火器) の増設 更なる安全裕度向上のため加工棟成型工場前室(1)に消火器を増設する。 	
員数	1名	
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造、2階建 連絡通路 : 鉄骨造 平屋
	主要な構造材	表ハ建-2 に示す
	寸法 (単位: m)	(本体) [] (排気塔: []) (連絡通路) [] 延べ床面積約 1,900m ²
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	-

追表ハ建-1 加工棟 成型工場 仕様表 (2次申請: 表ハ建-1) (2/6)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>[3.2-建1]加工棟領域は、領域同士での相互干渉がないように、工場棟領域は関係する単一ユニットの中心を結ぶ線に直交する面への単一ユニットの投影の最大寸法以上離れた配置とし、それ以外の領域とは建物の壁の合計の厚さを30.5cm以上のコンクリートとする。臨界隔離壁については、図臨建-4(7次)参照。 加工棟領域は、領域同士での相互干渉がないように、原料貯蔵所領域、シリンダ洗浄棟領域とは関係する単一ユニットの中心を結ぶ線に直交する面への単一ユニットの投影の最大寸法以上離れた配置とする。</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.1-建1]自動火災報知設備(899,900,901)を設置(感知器(煙):33個、(熱):11個)(警報設備(ベル):4個(中継盤:1基))(図リ建-5,6)(中継盤の配置は、図リ非-6(7次)参照) [4.1-建2]手動で火災信号を発信する発信機(P型)を設置(4個){899,901}(図リ建-5,6) [4.1-建3]消火器を設置(粉末消火器10型:11本、20型:3本、二酸化炭素消火器7型:2本、金属用消火器:1本){894,898}(図リ建-7,8)また、前室(1)に粉末消火器10型:1本を追設(図リ非-6(7次)参照) [4.1-建4]屋外消火栓を設置(1基、ホース20m×2本)、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m³×2)と消火水配管により接続(894,895)(図リ建-7) [11.1-建5](6次)屋外消火栓から各部屋へのアクセスルートを設定する。 [4.3-建1]耐火構造または不燃性材料を使用(主要構造材を表ハ建-2に示す)構造スリットに耐火材(ロックウール)を充填し難燃性のシーリング材で封止 [4.3-建2]緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)){845}の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用(図リ建-9,10) [4.3-建3]原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に火災区域を設定(P1:加工棟成型工場本体1F、階段、及び連絡通路、P2:加工棟成型工場本体2Fフィルタ室、P3:加工棟成型工場本体2F機械室、P4:加工棟成型工場本体1F前室(1))(図ハ建-3,4) [4.3-建4]等価時間は耐火時間を超えない(火災区域の耐火時間1.0hに対し等価時間0.01~0.39h) [4.3-建5]防火壁、防火扉、防火シャッターまたは防火ダンパーを設置し、当該火災区域外への延焼を防止 [4.3-建6]建築基準法施行令第129条の2の5第1項第七号に基づき、防火壁の貫通部は、国土交通大臣の認定を受けた工法で施工 [4.3-建7]常用電源系統、非常用電源系統の全ての配電盤に配線用遮断器を設置</p>
	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-建1]加工棟成型工場本体及び連絡通路は、十分な支持性能を有するN値30以上の砂礫層に達する杭による杭基礎により支持する。1階床の土間コンクリートは、十分な地耐力を有する地表近くのローム層により支持する [5.1-建2]加工棟成型工場本体及び連絡通路は、N値30以上の十分な支持性能を有し、液状化の恐れがない地盤に設置し、地震力が作用した場合においても安全機能を有する施設を十分に支持する [5.1-設1]安全機能を有する設備・機器は、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置した建物・構造物に設置する</p>
<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[5.2.1-建1]加工棟成型工場、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第1類、非常用通報設備(非常ベル設備{890,891}、放送設備{890,892})、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904})は第3類に分類 [5.2.1-建2]耐震重要度分類第1類である加工棟成型工場、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類3類の設備の破損による波及的影響により破損しない 加工棟成型工場に設置している耐震重要度分類3類の非常用設備は、耐震重要度分類1類の建物及び構築物に、個別のボルトまたは溶接で固定する [5.2.1-建3]加工棟成型工場に収納する設備・機器の耐震重要度分類は、第1類、第2類、第3類であり、建物である加工棟成型工場は第1類とする [5.2.1-建4]加工棟成型工場本体と連絡通路及び連絡通路と使用施設は、構造的に分離して隣接しているため、エキスパンションジョイントを介して接続 [5.2.1-建5]加工棟成型工場本体及び連絡通路は、表ハ建-2に示す主要な構造材により耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止 [5.2.1-建6]緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止 [5.2.1-建7]非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、耐震重要度分類3類の地震力による損傷を防止</p>	

追表ト建-3-6 付属建物第1 廃棄物処理所前室 仕様表(6次申請:表ト建-1-2)(1/11)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付) {880}建物 付属建物 第1 廃棄物処理所前室 {890, 892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {894, 895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓 <u>{894, 898}非常用設備 消火設備 消火器</u> {899, 900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {902, 903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所	敷地内建物配置図(図イ建-1-1)参照	
機器名	付属建物第1 廃棄物処理所前室 非常用通報設備 放送設備 消火設備 屋外消火栓 <u>消火設備 消火器</u> 自動火災報知設備 火災感知設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路	
変更内容	<p>新設</p> <p>1. 建物の新設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1 廃棄物処理所前室の新設 第1 廃棄物処理所の廃棄物処理室前に前室を新設する <p>2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急対策設備(1)非常用照明の増設 第1 廃棄物処理所前室に非常用照明の増設により、事故発生時における照明の確保を図る ・ 緊急対策設備(1)誘導灯の増設 第1 廃棄物処理所前室に誘導灯の増設により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・ 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第1 廃棄物処理所前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る ・ 非常用通報設備(放送設備)の増設 第1 廃棄物処理所前室に放送設備の増設により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る ・ 自動火災報知設備(火災感知設備)の増設 第1 廃棄物処理所前室に火災感知設備の増設により、事故発生時における火災の早期感知を図る ・ <u>消火設備(消火器)の増設</u> 更なる安全裕度向上のため第1 廃棄物処理所前室に消火器を増設する。 	
員数	1名	
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 屋根 : 鉄筋コンクリート 基礎 : 直接基礎
	主要な構造材	表ト建-2-2に示す
	寸法(単位:m)	(本体) 延べ床面積: 約 20 m ²
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

(2) 非常用設備消火設備防火水槽(1)～(4)

今回は工場棟転換工場屋外東側の消火設備防火水槽(1)及び(2)を申請する。また、工場棟組立工場屋外北側及び放射線管理棟屋外東側に消火設備防火水槽(3)及び(4)の更新を申請する。

防火水槽に関する仕様を表り建-1-2に、主要な構造材の仕様を表り建-2-2に示す。

・申請範囲の概要

消火設備防火水槽に関する概要を以下の図に示す。

図へ建-1-1：敷地内建物配置図

図り非-4-5：防火水槽配置図

(3) 非常用設備消火設備可搬消防ポンプ(1)～(2)

今回は工場棟転換工場屋外東側の消火設備可搬消防ポンプ(1)及び(2)を申請する。

消火設備可搬消防ポンプに関する仕様を表り建-1-3に、主要な構造材の仕様を表り建-2-3に示す。

・申請範囲の概要

消火設備可搬消防ポンプに関する概要を以下の図に示す。

図り非-4-6：可搬消防ポンプ配置図

(4) 付属建物発電機室

今回申請する付属建物発電機室の建物は、5次設工認にて申請し認可されている。

付属建物発電機室に関する仕様を追表り建-3-1に示す。

(5) 非常用設備

今回申請する付属建物第3核燃料倉庫、付属建物劣化・天然ウラン倉庫に関連する非常用設備の使用開始は、各設備・機器の新設・改造等の施設検査又は使用前確認受検、検査合格証の受理後であり、現在に至るまで適宜実施している保全活動によりそれら機能は健全に維持している。

今回申請する付属建物第3核燃料倉庫に関する非常用設備の仕様を表へ建-1-1に、付属建物劣化・天然ウラン倉庫に関する非常用設備の仕様を表へ建-1-2に示す。

また、更なる安全裕度向上のため、加工棟成型工場前室(1)及び第1廃棄物処理所前室に消火設備消火器を増設する。

・申請範囲の概要

非常用設備に関する概要を以下の図に示す。

図へ建-1-1：敷地内建物配置図

図り非-4-1～2：消火設備 屋外消火栓配置図(1)～(2)

図り非-4-3：第3核燃料倉庫 消火栓からのアクセスルート

図り非-4-4：劣化・天然ウラン倉庫 消火栓からのアクセスルート

図り非-6：非常用設備配置図

図り電建-1：付属建物 第3核燃料倉庫 非常用ディーゼル発電機負荷系統図

表リ-3 その他の加工施設 付属建物第3核燃料倉庫等の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容	
第3核燃料倉庫 (第1種管理区域) (第2種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	変更なし	
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	変更なし	
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設	
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)		1式	新設
				変更なし
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし	
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし	
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設	
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	変更なし	
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし	
	消火設備 消火器	1式	増設	
加工棟成型工場 前室(1) (第2種管理区域)	消火設備 消火器	1本	増設	
第1廃棄物処理所 前室 (第2種管理区域)	消火設備 消火器	1本	増設	

*1: 屋外に設置

表リ-6 付属建物第3核燃料倉庫等の非常用設備のうち汎用の設備・機器

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
第3核燃料倉庫 (第1種管理区域) (第2種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	シール材*2	第1種管理区域外への 溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置(ベル)、 発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカ ー、音量調節器)、 配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警 報設備	感知器本体、音響装 置(ベル)、発信機 本体、配線	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防 止等	1式
加工棟成型工場 前室(1) (第2種管理区域)	消火設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防 止等	1本
第1廃棄物処理所 前室 (第2種管理区域)	消火設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防 止等	1本

*1: 屋外に設置

*2:

4. 1. 2-3 付属建物第3核燃料倉庫等の非常用設備

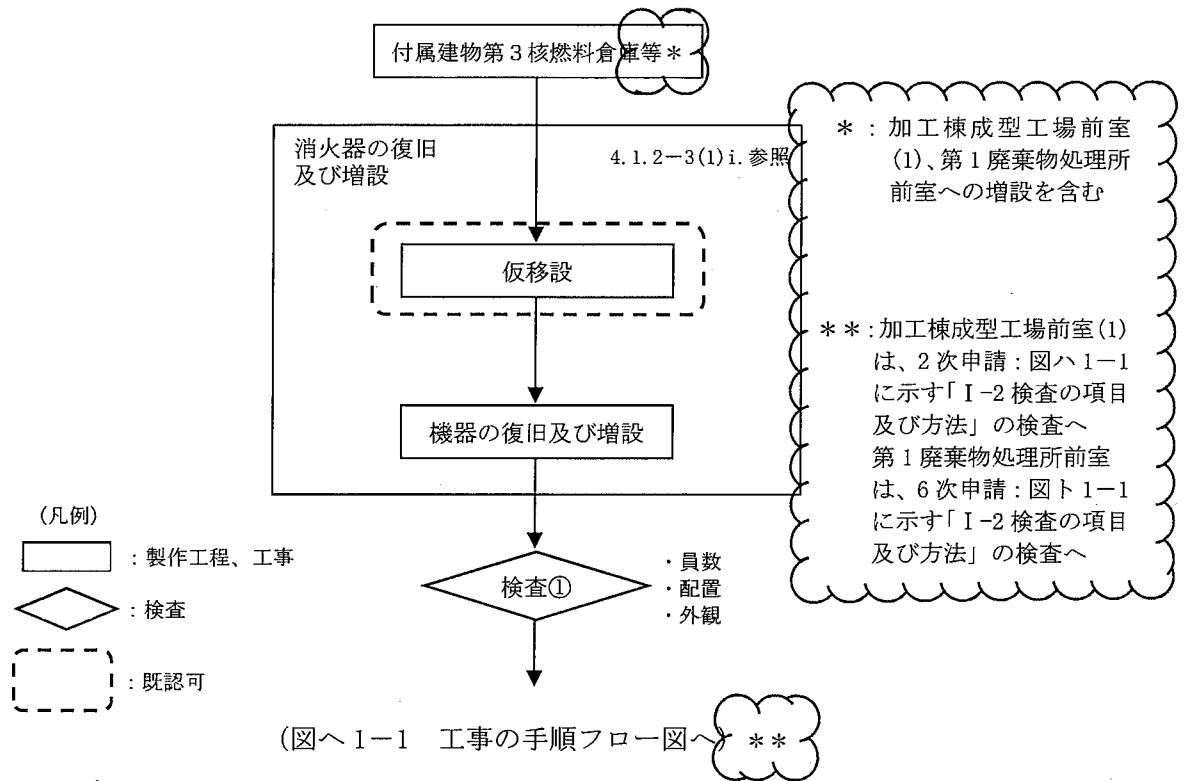
(1) 手順

今回申請の付属建物第3核燃料倉庫の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。また変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

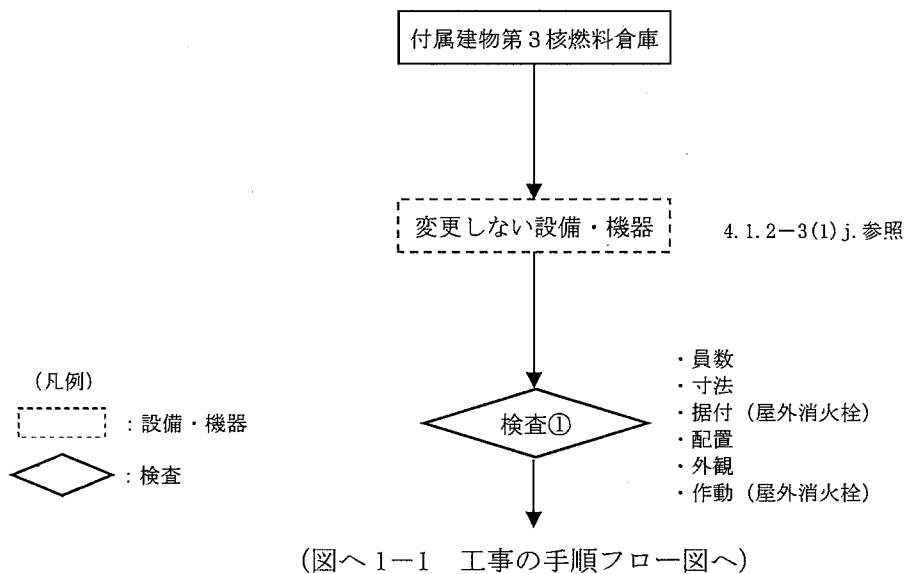
なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
 - ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
 - ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧^{注1)}：仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る。(図リ 1-4-1 参照) 配置を図リ非-1-1~2 に示す。
 - b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧^{注2)}：仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る。(図リ 1-4-2 参照) 配置を図リ非-1-1~2 に示す。
 - c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：付属建物第3核燃料倉庫本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る。(図リ 1-4-3 参照) 配置を図リ非-1-1~2 に示す。
 - d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式堰)の新設：付属建物第3核燃料倉庫本体2階の床に固定式の堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る。(図リ 1-4-4 参照) 配置を図リ非-5-2 に示す。
 - e. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧^{注3)}：仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る。(図リ 1-4-5 参照) 配置を図リ非-2-1~2 に示す。
 - f. 非常用通報設備(放送設備)の復旧^{注4)}：仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る。(図リ 1-4-6 参照) 配置を図リ非-2-1~2 に示す。
 - g. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設^{注5)}：仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る。(図リ 1-4-7 参照) 配置を図リ非-2-1~2 に示す。
 - h. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧^{注6)}：仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る。(図リ 1-4-8 参照) 配置を図リ非-3-1~2 に示す。
 - i. 消火設備(消火器)の復旧及び増設^{注7)}：仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る。(図リ 1-4-9 参照) 配置を図リ非-4-7~8 に示す。また、加工棟成型工場前室(1)、第1廃棄物処理所前室に消火器を増設する。(図リ非-6 参照)
 - j. 変更しない設備・機器の検査：変更しない設備である付属建物第3核燃料倉庫本体1階の堰及び屋外消火栓の検査により、溢水防護区画内からの漏えい防止及び初期消火における設備の確保を図る。(図リ 1-4-10 参照) 堰の配置を図リ非-5-1 に、屋外消火栓の配置を図リ非-4-1~2 に示す。



図リ 1-4-9 消火設備(消火器)の仮移設、復旧及び増設の手順フロー図



図リ 1-4-10 変更しない設備・機器
緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)、消火設備(屋外消火栓)の検査フロー図

表1-1 検査の項目 (2/3)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	加工規則第三条の四の二第1項											
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法											
				員数	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	掘付	着底	二号 作動 (注2)	三号 QMS (注3)		
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物第3核燃料倉庫等 前室、貯蔵室(1)、貯蔵室(2)、作業室(1)、フイタルタ室、更衣室(1)、更衣室(2)、備品室、屋外	非常用設備 緊急対策設備(1)	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○	○	○
		非常用設備 緊急対策設備(3)	増設	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
		非常用設備 非常用通報設備	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
		非常用設備 非常用通報設備	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
		非常用設備 緊急対策設備(1)	増設	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
		非常用設備 緊急対策設備(3)	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
		非常用設備 非常用通報設備	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
		非常用設備 非常用通報設備	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
		非常用設備 緊急対策設備(1)	増設	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
		非常用設備 緊急対策設備(3)	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物劣化・天然ウラン倉庫 倉庫 屋外	非常用設備 緊急対策設備(1)	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
		非常用設備 緊急対策設備(3)	増設	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
		非常用設備 非常用通報設備	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
		非常用設備 非常用通報設備	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
		非常用設備 緊急対策設備(1)	増設	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
		非常用設備 緊急対策設備(3)	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
		非常用設備 非常用通報設備	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
		非常用設備 非常用通報設備	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
		非常用設備 緊急対策設備(1)	増設	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
		非常用設備 緊急対策設備(3)	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○

(注1) : 外観検査 (①機器の外観、②配管の確認)
 (注2) : 機能及び性能を確認するために十分な方法
 (注3) : その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法
 (注4) : 品質マネジメントシステムに係る検査

表1-2-1 付属建物第3核燃料倉庫等の非常用設備の検査の方法 (3/3)

非常用設備 消火設備		検査の項目		検査の方法		判定基準	
変更しない設備 機器の検査	消火設備(屋外消火 栓設備) 図リ1-4-10	検査①	消火器の反移設、 復旧及び増設 図リ1-4-9 *：消火器は加工機成型 工場前室(1)、第1廃棄 物処理前室にも増設 する	員数	消火器の員数を目視により確認する。	消火器の員数が申請内容のとおりであること。	
		検査①	消火器の配置を 目視により確認する。	配置	消火器の配置を目視により確認する。	消火器の配置が申請内容のとおりであること。	
		検査①	消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	外観	消火器に有害な傷及び変形がないこと。	消火器に有害な傷及び変形がないこと。	
		検査①	堰の員数を目視により確認する。	員数	堰の員数を目視により確認する。	堰の員数が申請内容のとおりであること。	
		検査①	堰の厚さ及び高さ を目視により確認する。 図リ1-4-10	寸法	堰の厚さ及び高さ寸法を目視により確認する。	堰の厚さ及び高さ寸法が申請内容のとおりであること。	
		検査①	堰の配置を目視により確認する。	配置	堰の配置を目視により確認する。	堰の配置が申請内容のとおりであること。	
		検査①	堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	外観	堰に有害な傷及び変形がないこと。	堰に有害な傷及び変形がないこと。	
		検査①	屋外消火栓の員数を目視により確認する。	員数	屋外消火栓の員数を目視により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。	
		検査①	屋外消火栓の埋設配管について、 地表面から管の上端までの深さが300mm 以上であることを記録により確認する。 屋外消火栓が基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定さ れていることを目視により確認する。	寸法	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。	
		検査①	屋外消火栓が基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定されていることを目視により確認する。	据付	屋外消火栓が基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定されていること。	屋外消火栓が基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定されていること。	
品質マネジメントシステムに係る検査		検査①	屋外消火栓の配置を目視により確認する。	配置	屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。	
		検査①	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。	
		検査①	不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。		不凍式の屋外消火栓が設置されていること。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。	
		検査①	屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	作動	屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを確認する。	屋外消火栓が正常に作動すること。	
		検査①	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを書類により確認する。		設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。	

	<p>凡例</p> <p>-----: 敷地境界</p> <p>※: 消防法上の設置義務はないが、更なる安全裕度向上を目的として、粉末消火器(10型 1本)を追加設置する</p> <p>□: 非常用通報設備 非常ベル設備 警報盤の設置場所</p> <p>△: 非常用通報設備 放送設備 放送設備本体等の設置場所(注)</p> <p>▲: 非常用通報設備 通信連絡設備 電話交換機等の設置場所(注)</p> <p>○: 自動火災報知設備 火災感知設備 受信器の設置場所</p> <p>●: 自動火災報知設備 警報設備 中継盤の設置場所</p> <p>(注)</p> <p>放送設備 放射線管理棟(代替防災ルーム): 放送設備本体(含、本体付マイク) 防災ルーム: マイク 警備所: マイク</p> <p>通信連絡設備 放射線管理棟(代替防災ルーム): 業務用無線設備、ファクシミリ装置 事務本館: 電話交換機、固定式衛星電話</p> <p>防災ルーム: オフサイトセンター専用、県災害時優先、業務用無線設備、ファクシミリ装置、携帯式衛星電話、電話設備(有線式)</p> <p>警備所: 消防署専用、警察災害時優先、業務用無線設備、電話設備(有線式) 転換工場: 業務用無線設備</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1257 161 1380 728">名称</td> <td colspan="2" data-bbox="1380 161 1476 728">非常用設備配置図</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1257 728 1380 2101">図番</td> <td data-bbox="1380 728 1476 1478">図リ非-6</td> <td data-bbox="1380 1478 1476 2101">-</td> </tr> </table>	名称	非常用設備配置図		図番	図リ非-6	-
名称	非常用設備配置図							
図番	図リ非-6	-						

表1 工事工程表(32/38)

事業許可			設工認		令和2年(2020年)度					令和3年(2021年)度								
安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 ^(注1)	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月			
				屋外消火栓(第1産業施設用前室)	変更なし										△▽			
				屋外消火栓(第3構築物倉庫)	変更なし												△▽	
				屋外消火栓(原燃料貯蔵所)	改造													△▽
				屋外消火栓(劣化・天然ウラン倉庫)	変更なし													△▽
{896}			防火水槽	防火水槽 ⁽¹⁾ 防火水槽 ⁽²⁾ 防火水槽 ⁽³⁾ 防火水槽 ⁽⁴⁾	変更なし、更新										△▽			
{S97}			可搬式消火ポンプ	可搬式消火ポンプ ⁽¹⁾ 可搬式消火ポンプ ⁽²⁾	改造、増設										△▽			
{S98}		付属建物廃棄物管理棟	消火器	消火器	増設 ^(注2)										▽			
	加工棟成型工場	消火器		変更なし												△▽		
	工場棟転換工場	消火器		増設												△▽		
	工場棟成型工場	消火器		増設												△▽		
	工場棟組立工場	消火器		増設												△▽		
	放射線管理棟	消火器		増設												△▽		
	付属建物除染室・分析室	消火器		増設												△▽		
	付属建物第2核燃料倉庫	消火器		変更なし												△▽		
	付属建物容器管理棟	消火器		変更なし												△▽		
	付属建物放射線管理棟前室	消火器		増設												△▽		
	付属建物発電機室	消火器		増設												△▽		
	付属建物第1廃棄物処理所	消火器		変更なし												△▽		
	付属建物第2廃棄物処理所	消火器		変更なし												△▽		
	付属建物シリンダ洗浄棟	消火器		変更なし												△▽		
	付属建物第3廃棄物倉庫	消火器		変更なし												△▽		
	付属建物第3核燃料倉庫	消火器		増設												△▽		
	付属建物原料貯蔵所	消火器		変更なし												△▽		
	付属建物劣化・天然ウラン倉庫	消火器		変更なし												△▽		
	加工棟成型工場前室(1)	消火器		増設												△▽		
	付属建物第1廃棄物処理所前室	消火器		増設												△▽		
{S99}		各建物	自動火災報知設備	自動火災報知設備	-													
{900}		付属建物廃棄物管理棟	火災感知設備	火災感知設備	増設 ^(注2)										▽			
	加工棟成型工場	火災感知設備		変更なし												△▽		
	工場棟転換工場	火災感知設備		撤去及び改造												△▽		
	工場棟成型工場	火災感知設備		増設及び改造												△▽		
	工場棟組立工場	火災感知設備		増設及び改造												△▽		
	放射線管理棟	火災感知設備		増設及び改造												△▽		
	付属建物除染室・分析室	火災感知設備		改造												△▽		
	付属建物第2核燃料倉庫	火災感知設備		改造												△▽		
	付属建物容器管理棟	火災感知設備		増設												△▽		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(61/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[898]	消火器	消火器	変更なし					2	○		第2廃棄物処理所		
			変更なし					2	○		シリンダ洗浄棟		
			変更なし						2	○		第3廃棄物倉庫	
			増設								○	第3核燃料倉庫	
			変更なし								○	原料貯蔵所	
			変更なし									○	劣化・天然ウラン倉庫
			増設									○	加工棟成型工場前室(1)
			増設										○
[899]	自動火災報知設備	自動火災報知設備	-	○	2 ○	2	2 ○	2 ○	○	○			
[900]	火災感知設備	火災感知設備	増設	○							○	廃棄物管理棟	
			変更なし		○							○	加工棟成型工場
			撤去及び改造			2	○					○	工場棟転換工場
			増設及び改造			2	○					○	工場棟成型工場
			増設及び改造			2	○					○	工場棟組立工場

表 4-1-2 加工棟 成型工場 仕様表 (2次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとした設備・機器の申請次数) (3/5)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設		
	5次申請	6次申請	7次申請
火災等による損傷の防止	-		警報設備(ベル)(中継盤) 消火器(894, 898) 防火水槽(896)及び可搬消防ポンプ(897)
溢水による損傷の防止	-	屋外消火栓からのアクセスルート	漏水検知警報設備(846)
安全避難通路等	-	懐中電灯及びびぼータブル発電機を含めた投光器	-

技術基準に対する仕様 (設計番号は2次申請の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。

[4.1-建1]自動火災報知設備(899, 900, 901)を設置(感知器(煙):33個、(熱):11個)警報設備(ベル):4個(中継盤:1基)(図リ建-5,6)(中継盤の配置は、図リ非-6(7次)参照)

[4.1-建3]消火器を設置(粉末消火器10型:11本、20型:3本、二酸化炭素消火器7型:2本、金属用消火器:1本)(894, 898)(図リ建-7,8)また、前室(1)に粉末消火器10型:1本を追加(図リ非-6(7次)参照)

[4.1-建5]屋外消火栓を設置(1基、ホース20m×2本)、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m³×2)と消火水配管により接続

[11.1-建5]*屋外消火栓から各部屋へのアクセスルートを設定する。

[5.6.1-建2]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。

[13.3-建1]*非常用照明、誘導灯とは別に、事故対応のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びびぼータブル発電機を含めた投光器を設ける。

表 4-1-14 付属建物第1 廃棄物処理所前室 仕様表 (6 次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様 (設計番号は、6 次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設 7 次申請 (本申請)
核燃料物質の臨界防止	-	-
安全機能を有する施設の 地盤	-	-
地震による損傷の防止	-	-
津波による損傷の防止	-	-
外部からの衝撃による損 傷の防止	-	-
人の不法な侵入等の防止	-	-
閉じ込めの機能	-	-
火災等による損傷の防止	<p>〔11.1-建3〕消防火法上は消火器〔894, 898〕の設置義務は無 いが、粉末消火器 10 型：1 本を設置する。 〔11.1-建5〕消防火法施行令第 10 条に基づき、屋外消火 栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水栓 (100mm²×2) と 消火水配管により接続。</p>	<p>消火器〔894, 898〕 防火水栓〔894〕及び可搬消防ポンプ〔897〕</p>
溢水による損傷の防止	-	-
安全避難通路等	-	-
安全機能を有する施設	<p>〔14.4-建1〕 固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備) のクレ ーンは、使用施設と共用するが、加工施設で発生する廃 棄物と同じであり、共用により加工施設の安全機能を損 なわない。</p>	<p>クレーン〔798〕</p>
材料及び構造	-	-
搬送設備	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-

表1-1-2 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(2次申請対象建物)

資料No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
名称	防火防止	地震	埋蔵品	津波損傷	外部環境損傷	閉じ込め	火災損傷	火災損傷	漏水損傷	安全避難通路	安全性能	材料・構造	搬送設備	防護施設	警報設備	放電施設	汚染防止	騒音	換気設備	非常用電源	通信設備	その他	
仕成表No.	第四分第2項	第五分	第六分第1項	第七分	第八分第1項 第八分第2項	第九分第3項	第十分第1項	第十一分第3項	第十二分	第十三分	第十四分第1項 第十四分第2項 第十四分第3項 第十四分第4項	第十五分第1項 第十五分第2項 第十五分第3項 第十五分第4項	第十六分第1項 第十六分第2項	第十七分	第十八分第1項 第十八分第2項	第十九分	第二十分	第二十一分	第二十二分第1項 第二十二分第2項	第二十三分第1項 第二十三分第2項	第二十四分	第二十五分	第二十六分
加工機成型工場	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①
非常用通報設備	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①
非常用通報設備 放送設備	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①
非常用通報設備 通信連絡設備	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①
消火設備 屋外消火栓	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①
消火設備 消火器	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①
自動火災検知設備	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①
警報設備	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①
緊急対策設備(1) 非常用照明	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①
緊急対策設備(1) 誘導灯	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①
緊急対策設備(2) 堰 (内部漏水止水用)	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①

注1：設計番号は2次申請の設計番号を示す

注2：設計番号は7次申請の設計番号を示す

○：設計変更なし+工事なし

◎：設計変更あり+工事なし

●：設計変更あり+工事あり注3

注3：当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に因して工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目
設工認技術基準が変更または追加されている項目

新たに規制対象となる施設	
非常用通報設備 放送設備	緊急対策設備(1) 非常用照明
非常用通報設備 通信連絡設備	緊急対策設備(1) 誘導灯
消火設備 屋外消火栓	緊急対策設備(1) 安全避難通路
消火設備 消火器	

表1-1-5 今回申請する建物・構築物及び設備・構築物と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(6次申請対象建物)(2/3)

仕様表No.	資料No.	項目	1 防火	2 地震	3 地盤	4 電気設備	5 外部影響	6 不特定	7 閉じ込め	8 気候	9 安全	10 安全	11 安全	12 防火	13 防火	14 防火	15 防火	16 防火	17 防火	18 防火	19 防火	20 防火	21 防火	22 防火	23 その他		
																										名称	設計番号
造表へ建-4-3	42-1	加工施設の 技術基準	第四十条第二項	第四十一条	第六条第一項	第七條	第八條第一項	第九條	第十條	第十一條第一項	第十二條第一項	第十三條	第十四條第一項	第十四條第二項	第十四條第三項	第十四條第四項	第十四條第五項	第十四條第六項	第十四條第七項	第十四條第八項	第十四條第九項	第十四條第十項	第十四條第十一項	第十四條第十二項	第十四條第十三項	第十四條第十四項	第十四條第十五項
			第四十条第一項	第四十一条	第六條第二項	第七條	第八條第二項	第九條	第十條	第十一條第二項	第十二條第二項	第十三條	第十四條	第十五條	第十六條	第十七條	第十八條第一項	第十八條第二項	第十八條第三項	第十八條第四項	第十八條第五項	第十八條第六項	第十八條第七項	第十八條第八項	第十八條第九項	第十八條第十項	第十八條第十一項
棟内設備	42-1	加工施設の 技術基準	第四十条第二項	第四十一条	第六條第一項	第七條	第八條第一項	第九條	第十條	第十一條第一項	第十二條第一項	第十三條	第十四條第一項	第十四條第二項	第十四條第三項	第十四條第四項	第十四條第五項	第十四條第六項	第十四條第七項	第十四條第八項	第十四條第九項	第十四條第十項	第十四條第十一項	第十四條第十二項	第十四條第十三項	第十四條第十四項	第十四條第十五項
			第四十条第一項	第四十一条	第六條第二項	第七條	第八條第二項	第九條	第十條	第十一條第二項	第十二條第二項	第十三條	第十四條	第十五條	第十六條	第十七條	第十八條第一項	第十八條第二項	第十八條第三項	第十八條第四項	第十八條第五項	第十八條第六項	第十八條第七項	第十八條第八項	第十八條第九項	第十八條第十項	第十八條第十一項
造表ト建-3-5	42-1	加工施設の 技術基準	第四十条第二項	第四十一条	第六條第一項	第七條	第八條第一項	第九條	第十條	第十一條第一項	第十二條第一項	第十三條	第十四條第一項	第十四條第二項	第十四條第三項	第十四條第四項	第十四條第五項	第十四條第六項	第十四條第七項	第十四條第八項	第十四條第九項	第十四條第十項	第十四條第十一項	第十四條第十二項	第十四條第十三項	第十四條第十四項	第十四條第十五項
			第四十条第一項	第四十一条	第六條第二項	第七條	第八條第二項	第九條	第十條	第十一條第二項	第十二條第二項	第十三條	第十四條	第十五條	第十六條	第十七條	第十八條第一項	第十八條第二項	第十八條第三項	第十八條第四項	第十八條第五項	第十八條第六項	第十八條第七項	第十八條第八項	第十八條第九項	第十八條第十項	第十八條第十一項
第1階乗物処 理所	42-1	加工施設の 技術基準	第四十条第二項	第四十一条	第六條第一項	第七條	第八條第一項	第九條	第十條	第十一條第一項	第十二條第一項	第十三條	第十四條第一項	第十四條第二項	第十四條第三項	第十四條第四項	第十四條第五項	第十四條第六項	第十四條第七項	第十四條第八項	第十四條第九項	第十四條第十項	第十四條第十一項	第十四條第十二項	第十四條第十三項	第十四條第十四項	第十四條第十五項
			第四十条第一項	第四十一条	第六條第二項	第七條	第八條第二項	第九條	第十條	第十一條第二項	第十二條第二項	第十三條	第十四條	第十五條	第十六條	第十七條	第十八條第一項	第十八條第二項	第十八條第三項	第十八條第四項	第十八條第五項	第十八條第六項	第十八條第七項	第十八條第八項	第十八條第九項	第十八條第十項	第十八條第十一項
造表ト建-3-6	42-1	加工施設の 技術基準	第四十条第二項	第四十一条	第六條第一項	第七條	第八條第一項	第九條	第十條	第十一條第一項	第十二條第一項	第十三條	第十四條第一項	第十四條第二項	第十四條第三項	第十四條第四項	第十四條第五項	第十四條第六項	第十四條第七項	第十四條第八項	第十四條第九項	第十四條第十項	第十四條第十一項	第十四條第十二項	第十四條第十三項	第十四條第十四項	第十四條第十五項
			第四十条第一項	第四十一条	第六條第二項	第七條	第八條第二項	第九條	第十條	第十一條第二項	第十二條第二項	第十三條	第十四條	第十五條	第十六條	第十七條	第十八條第一項	第十八條第二項	第十八條第三項	第十八條第四項	第十八條第五項	第十八條第六項	第十八條第七項	第十八條第八項	第十八條第九項	第十八條第十項	第十八條第十一項

注1：設計番号は6次申請の設計番号を示す
注2：設計番号は7次申請の設計番号を示す

○：設計変更なし+工事なし
◎：設計変更あり+工事なし
●：設計変更あり+工事あり 注3
注3：当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目
設計技術基準が変更または追加されている項目

非常用通報設備	緊急対策設備(1)	非常用照明
非常用通報設備	通信連絡設備	誘導灯
消火設備	屋外消火栓	緊急対策設備(1)
消火設備	消火器	安全避難通路

○消火設備（消火器）

- ・初期消火を迅速かつ確実に行うために、消防法に基づき二酸化炭素消火器及び粉末消火器を設置する設計とする。なお、消火器の設置数は消防法で定める数以上を設置する設計とする。（5-6）

- [11. 1-建 3]初期消火を迅速かつ確実に行うために、消防法第十七条第1項に基づき、消防の用に供する設備として、消火器を設置する。
消火器までの歩行距離は消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離を20m以下とする。なお消火器の配置については、所轄消防本部からの指導により、決定する。

（第3核燃料倉庫）

- ・第3核燃料倉庫に設置する消火器は、普通火災を想定し粉末消火器（10型）とする。
- ・消火器の必要本数として、消防法施行規則第六条に基づき、第3核燃料倉庫の床面積約1300m²より必要な能力単位（床面積100m²あたり1）13以上となる消火器を設置する。

（劣化・天然ウラン倉庫）

- ・劣化・天然ウラン倉庫に設置する消火器は、普通火災を想定し粉末消火器（10型）とする。
- ・消火器の必要本数として、消防法施行規則第六条に基づき、劣化・天然ウラン倉庫の床面積約80m²より必要な能力単位（床面積100m²あたり1）1以上となる消火器を設置する。

（加工棟成型工場）

- ・更なる安全裕度向上のため加工棟成型工場前室(1)に粉末消火器（10型）1本を増設する。

（第1廃棄物処理所前室）

- ・更なる安全裕度向上のため第1廃棄物処理所前室に粉末消火器（10型）1本を増設する。

星取表を色別管理した一例

表2 申請対象と加工施設（設工認）の技術基準との対応表【2次設工認（設備（成形施設/1））】

仕掛品No.	名称	区分	5次設工認	6次設工認	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
八段-1	切床部分組(1)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-2	初圧部分組(2)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-3	成形リブ(1)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-4	成形リブ(2)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-5	成形リブ(3)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-6	成形リブ(4)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-7	成形リブ(5)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-8	成形リブ(6)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-9	成形リブ(7)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-10	成形リブ(8)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-11	成形リブ(9)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-12	成形リブ(10)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-13	成形リブ(11)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-14	成形リブ(12)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-15	成形リブ(13)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-16	成形リブ(14)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-17	成形リブ(15)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-18	成形リブ(16)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-19	成形リブ(17)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-20	成形リブ(18)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-21	成形リブ(19)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-22	成形リブ(20)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-23	成形リブ(21)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-24	成形リブ(22)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-25	成形リブ(23)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-26	成形リブ(24)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八段-27	成形リブ(25)	成形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○：設計変更なし+工事なし
 ◎：設計変更あり+工事なし
 ●：設計変更あり+工事あり
 ■：加工施設では該当しない項目
 □：加工施設技術基準が変更または追加されている項目

3472～3525 ページは余白とする。